

令和5年度第3回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和5年6月9日（金）午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階農業委員会会議室

3 出席委員（15名）

1番	林 重孝	2番	羽根井 直子
3番	鈴木 孝徳	4番	三須 健行
5番	梅澤 孝雄	6番	三門 増雄
7番	江川 昌子	8番	長澤 正昭
9番	足立 正道	10番	山崎 宏
11番	兼坂 仁	12番	牛玖 良一
13番	眞野 文雄	14番	石渡 文久
15番	石田 和久（議長）		

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第3次農地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岩井 一徳

主査補 飯田 啓市

◎開 会

午後 2 時 3 0 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今より令和 5 年度第 3 回農業委員会総会を開催いたします。

屋内外でのマスクの着用につきましては、個々の判断によるものとなっております。

それでは諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会でございますが、令和 5 年 7 月 7 日（金）、会場は佐倉市役所 1 号館 6 階農業委員会 会議室にて、午後 2 時 3 0 分から開催いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は 1 5 名で、佐倉市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 5 年度第 3 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本総会の会期は本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定しました。

日程第 2 会議事録署名人書面の選任について議題といたします。

お諮りいただきます。会議録署名議員の選任につきましては、議長から指名させていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。それでは、議長から指名をさせていただきます。

議席番号 1 1 番 兼坂仁委員、議席番号 1 2 番牛玖良一委員を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第 3 議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 令和 5 年度第 3 次農用地利用集積計画の決定について

以上、3 議案でございます。

本総会につきましては、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査書及び位置図の通りであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

今回、申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦勞様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

代理人の●●●●と申します。よろしくお願ひします。

●● ●●●● は中古自動車・自動車部品の販売を仕事としておりますが、既存の施設が手狭となり業務に支障をきたしていることから、今回の申請となりました。

仕様ですが、地面は砂利敷きのため雨水は自然浸透となります。

また周囲は、高さ2.5mフェンスで囲む計画となっております。

説明は、以上です。よろしくお願ひします。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願ひします。

○眞野委員

議席番号13番 眞野です。

転用目的は中古車両、それから大型重機を置くという内容で、間違いありませんか。

○申請人

はい、間違いありません。

○議長

眞野委員、よろしいですか。

○眞野委員

はい。

○議長

他にございませんか。

では、質問がないようですので、申請人は退席をお願いします。

ご苦勞さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号 1項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

私は現地を見ていないのですが、この地図を見ると少し傾斜している感じに見えます。
土地を整備する際に、地面の切土・盛土、あるいは外部からの土の搬入とかがされる計画はあるのですか。

また、傾斜地の後ろ側は、崖崩れとかは大丈夫ですか。

○申請人

現地は、ほとんど平らな土地であります。北側が若干傾斜となっており約1.5mの段差となっております。

本来は土地全体を利用するのが原則なのですが、傾斜の部分は車両を置くことはできませんので境界から2mくらい離れた形でフェンスを設置します。

また、土地の切土・盛土、また外部からの土の持ち込みはありません。

○議長

林委員、よろしいですか。

○林委員

はい。

○議長

他にございませんか。

では、質問がないようですので、申請人は退席をお願いします。

ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号 2項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第2号 第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第3項について、事務局の説明を求めます。

○事務局長

続きまして、議案第2号第3項につきまして説明いたします。

申請者 公益社団法人 佐倉市観光協会が主催する第62回佐倉市民花火大会が令和5年8月5日(土)に開催されます。

開催当日は来場者が多数見込まれ、雑踏事故を防ぐため、申請地を一時転用し、無料観覧席及び有料席を設置するものです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域です。申請件数は7件。

内訳は角来字飯野向2筆、臼井田字遠部7筆、合計9筆、面積は16,762㎡となっております。以上です。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。
自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。
なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

佐倉市観光協会の●●●です。佐倉の魅力推進課の●です。
よろしく申し上げます。

本日ご審議していただきたいのは、令和5年8月5日（土）開催予定の第62回佐倉市民花火大会の観覧会場の設置に関する申請でございます。

農地転用期間につきましては、大会当日及び準備期間と農地復旧期間を含めた7月8日（金）から8月15日（火）までの19日間を予定しております。

観覧会場につきましては、2会場ございます。

一つ目は、臼井3号踏切前の水田に無料観覧会場を設置したいと考えております。

こちら会場周辺の混雑をなくし、雑踏の事故を未然に防ぐことを目的としております。

二つ目は、佐倉ふるさと広場前の水田に有料観覧席を設置したいと考えております。

こちらの会場についても、会場周辺の混雑を防ぎ、来場者の安全を確保することを目的としております。

以上、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

○議長

何かございませんか。

では、質問がないようですので、申請人は退席をお願いします。

ご苦労さまでした。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号 3項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第2号 第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明いたします。

議席番号9番 足立です。

今回の申請箇所は、私の管轄外のため様子がわからないのですが、周りの田はどういう様子ですか。

○申請人

申請地は昨年まで水稻を作っており、隣の田2枚も水稻を作っております。

○足立委員

レンコン栽培の場合、ずっと水を張った状態のため、隣が稲作の場合、水がいない時期に水が入ってきてしまいトラブルとなるケースが多く発生しております。

対策をしっかりとお願いします。

○申請人

60センチの畦畔版を貼り、水がオーバーフローしないよう対策いたします。

○議長

何か他にございますか。

○江川委員

研修された●●●●といたら、●●レンコンがブランドで有名ですが、種はそちらから購入するのですか。

○申請人

はい。

○議長

他に何かございますか。

ないようですので、申請人は退席をお願いします。

どうもありがとうございました。

———— (申請人退席) ————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

申請番号2番について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— (賛成者挙手) ————

○議長

挙手全員であります。

よって、申請番号2番につきましては原案の通り、決定としました。

続きまして、申請番号10・11番につきましても、新規就農者による申請であります。

今回申請人を呼んでありますので、それでは申請番号10・11番の申請人を入場させてください。

———— (申請人入場) ————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の内容についてご説明をお願いいたします。
なお発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。
それでは申請人。

○申請人

佐倉市●●●●●●の●●●●と申します。出身は●●●●●●の●●●●になります。

家族構成ですけれども、●●●●●●がおります。

農業経験は、サラリーマンを続けながら、頻繁に農業体験に参加しておりました。

一昨年は、●●●●でJAが主催する農業体験に参加し、ネギ栽培について、播種から収穫までを経験しました。

昨年の6月から8月までは、●●●●の●●●●さん宅で研修。

昨年の8月以降から現在までは、佐倉市●●●●の●●●●さんのところへ通い、研修をさせていただいております。

今回、●●●●の●●●●さんのところで研修を受けつつ、地域のご厚意で耕作する機会をいただき、新規就農者としてスタートする運びとなりました。

営農は、まずはニンジンに取り組み、ニンジン栽培にめどがつけましたら、サツマイモにも取り組みたいと考えています。

販売は、地元の直売所や市場出荷を主な販路とする計画です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま申請人より説明がございましたが、何か質問等がありましたらお願いします。

○三須委員

議席番号4番 三須です。

●●●●●●から●●だと、通うのにかなり遠いですが、その点は大丈夫ですか。

○申請人

10年間、事業所のある●●●●まで勤めておりました。1時間40分の道のりを通っておりますので、特に長い距離とは思っておりません。

○三須委員

あと、ご自宅は市街地ですが、農機具の収納場所及び作業場はどうされますか。

○申請人

研修でお世話になっている、●●●●の●●●●さんの所有されている土地の一部をお借りできることになっています。

○議長

三須委員、よろしいですか。

○三須委員

はい。

○議長

他にございますか。

○三門委員

実際の作業は、奥さんと一緒にやられるのですか。

○申請人

妻は、●●●●の会社で働いております。このため作業員は私一人となります。

○議長

他にございますか。
ないようですので申請人は退席をお願いいたします。
ご苦労さまでした。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。
申請番号10・11番について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。
よって、申請番号10・11番につきましては、原案の通り決定と決しました。
その他の議案第3号についてですが、申請番号8番については三門委員が、10番については三須委員が関係する案件でございますので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により、退席をお願いします。

————（三門委員・三須委員退席）————

○議長

それでは両委員が退席いたしましたので、審議を行います。
議案第3号について、何かご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

ございませんか。
ないようですので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第3号について承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第3号は承認と決しました。
三門委員・三須委員を入室させて下さい。

————（三門委員・三須委員入室）————

○議長

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
事務局より報告事項お願いいたします。

○事務局長

報告事項について総会議案9ページから15ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による相続に関する届出が2件。

農地方第4条第1項第7号の規定による届け出が1件

農地方第5条第1項第6号の規定による届け出が1件。

地目変更登記に係る法務局からの意見照会が11件。

利用権の中途解約に係る通知が1件となっております。

以上報告いたします。

○議長

以上をもちまして、令和5年度第3回農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れ様でした。